

旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業実施要綱

(目的)

第1条 高齢者・母子・身体障害者で構成される低所得世帯が居住する家屋の屋根雪下ろしを自力又は家族等によっても行うことが困難な場合、その雪下ろし費用の一部を助成することによって、当該世帯の日常生活及び身体の安全を確保し、もって福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 70歳以上（年度の末日までに70歳に達する場合を含む。）の者
- (2) 母子世帯の母等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）で同条第3項に規定する児童（以下「児童」という。）を扶養している者又は同条第4項に規定する寡婦（以下「寡婦」という。）
- (3) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる等級の1級から4級までに該当する者（聴覚障害及び音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害を除く。）
- (4) 扶養義務者 民法（明治29年法律第89号）第877条に定める扶養義務者のうち、一親等の血族及び姻族
- (5) 世帯 住居を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者

(対象世帯)

第3条 雪下ろし対象世帯は、旭川市内に住所を有する者で構成される世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 高齢者の属する世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯
 - ア 一人暮らし世帯
 - イ 高齢者夫婦のみの世帯
 - ウ 高齢者と義務教育修了前の子供で構成される世帯
 - エ 高齢者と女性で構成される世帯
 - オ 高齢者と身体障害者で構成される世帯
- (2) 母子世帯の母等の属する世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯
 - ア 一人暮らし世帯
 - イ 母子世帯の母等と義務教育修了前の子供で構成される世帯
 - ウ 母子世帯の母等と他の女性で構成される世帯
- (3) 身体障害者の属する世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯
 - ア 一人暮らし世帯
 - イ 身体障害者のみの世帯
 - ウ 身体障害者と義務教育修了前の子供で構成される世帯
 - エ 身体障害者と女性で構成される世帯
- (4) その他市長が必要と認めた世帯

(対象外世帯)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は対象外とする。

- (1) 自己の労力により雪下ろしが可能な世帯
- (2) 当該年度分市町村民税が課税されている者が属する世帯
- (3) 市内に70歳未満の扶養義務者が居住し、その者により雪下ろしが可能な世帯
- (4) 親族・近隣等の協力により雪下ろしが可能な世帯
- (5) 借家・アパート等に居住し、その賃貸人により雪下ろしが行われる世帯
- (6) 実施時に入院等により不在の世帯（当該年度末までに在宅復帰の見込みがあり、第8条に規定する助成券の利用手続を対象者に代わって行う者がいる場合を除く。）

(7) 生活保護受給世帯
(助成申請)

第5条 この事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券交付申請書兼同意書（様式第1号。以下「申請書兼同意書」という。）を提出するものとする。

2 助成を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在で本市に住所を有しない世帯構成員がいるときは、申請時にその者に係る当該年度分市町村民税の課税証明書を添えて提出するものとする。

3 申請者は、第2条第1号から第3号までに掲げる者とする。
(調査・決定)

第6条 世帯状況の調査把握については、次のとおり実施する。

(1) 申請書兼同意書に記載されている各地区民生児童委員からの意見を基に、雪下ろしが困難な世帯か否かの確認を行う。

(2) 各関係機関に対して世帯状況を調査し、対象世帯か否かの確認を行う。

(3) 調査の過程において、口頭により民生委員の意見を聞くことがある。

2 市長は、前項各号に規定する調査を行い、助成することを決定したときは、旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業について（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するとともに、旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券（様式第3号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

3 市長は、第1項各号に規定する調査を行い、助成しないことを決定したときは、旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業について（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成内容等)

第7条 助成内容は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項の規定により助成券の交付を受けた世帯（以下「助成世帯」という。）に対して15,000円分の助成券（5,000円券2枚及び1,000円券5枚）を交付する。

(2) 助成世帯が第12条に規定する助成券を取扱う事業者（以下「指定事業者」という。）が行った第2項に規定する作業に対して助成券を利用した場合、助成券額面分の助成を行う。

(3) 申請書兼同意書により申請のあった住所で、現に助成世帯が居住している家屋（以下「対象家屋」という。）及びそれに付随する物置・車庫に対する作業にのみ助成を行う。

2 助成の対象となる作業の内容は、次のとおりとする。

(1) 対象家屋の屋根の雪下ろし及び雪下ろしに伴う除・排雪

(2) 対象家屋の屋根から落ちた雪の除・排雪

(3) 対象家屋に付随する物置・車庫の雪下ろし及び雪下ろしに伴う除・排雪

(利用方法)

第8条 助成世帯は、指定事業者から見積書を徴収し、作業内容に合意の上、契約を締結するものとする。

2 助成世帯は、指定事業者と契約した作業が完了し、その履行を確認したときは、助成券の利用者確認印欄に押印又は署名し、除雪費用相当額の助成券を指定事業者に渡すものとする。

3 年間契約等の前払い契約により行われる作業に対しては、助成券の使用はできないものとする。

4 助成世帯は、作業費用を超えない範囲の額面で助成券を使用するものとし、作業費用から当該額面を控除した額は、助成世帯の自己負担とする。

(助成対象期間)

第9条 この事業の助成対象期間は、第6条第2項に規定する助成券の交付の日から当該

交付の日の属する年度の3月25日までとする。

(助成券の再発行)

第10条 市長は、助成世帯から助成券を著しく汚損し、又は破損した旨の申出があったときに限り、当初交付した助成券と引き替えに未使用分を再発行する。

(助成券の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為により助成券の交付を受けた者があるときは、その交付の決定を取消し、助成を行った費用及び未使用分の助成券を返還させることがある。

(指定事業者)

第12条 この助成券を取扱う事業者は、旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者事務取扱要領の規定により指定した事業者とする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

年度

旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券交付申請書兼同意書

(宛先)旭川市長

私は、次のとおり、高齢者等屋根雪下ろし事業について申請します。
また、この事業の対象世帯か否かの決定に当たり、申請に係る私及び同居している者に係る申請年度の市道民税課税状況等個人情報の調査(照会)並びに申請内容と判定結果等に関する情報の民生委員・児童委員への提供について同意します。

※必要事項をご記入いただき、該当項目の口には☑チェックをお願いします。

記入日

年

月

日

申請者	氏名	フリガナ		住所	〒 - 旭川市									
	生年月日	☐大正 ☐昭和 ☐平成	年 月 日	健康状態	☐良好☐病弱 ☐入院中☐入所中		電話番号							
	性別	☐男☐女	障害等級	種 級	障害種別	☐視覚障害☐肢体障害☐内部障害☐その他()								
同居している方	住民票にかかわらず、実際に同居している方(二世帯住宅等を含む。)全員を記入してください。													
	続柄	氏名	性別	生年月日	健康状態	障害等級								
		署名(又は記名押印)	☐男☐女	☐大正 ☐昭和 ☐平成 ☐令和 年 月 日										

記入者が申請者と同一世帯の方でない場合は下記に記入してください。

記入者	氏名		申請者との関係		電話番号										
	住所	〒 -													

※申請には、必ず担当の民生委員児童委員の意見が必要です。

民生委員児童委員記入欄														
() 地区			【意見欄】必ず記入してください。(本事業に関して申請世帯・子供(扶養義務者)の状況に関する意見(本人の状況及び子供等で雪下ろしができない理由等))											
民生委員児童委員氏名														
電話番号														

【市記入欄】 ※記入の必要はありません。

世帯区分	1 高齢者世帯	2 母子(寡婦)世帯	3 身体障がい者世帯	4 その他の世帯
------	---------	------------	------------	----------